

バス運転者人材相互受入れ制度「キャリアバス」 —制度概要—

日本バス協会

§ 目的

全国的にバス運転者不足が極めて深刻な状況であることに鑑み、当協会会員事業者が雇用するバス運転者が家庭の事情で転居することにより、バス運転者を辞めてしまうことにならないよう、転居先において、引き続き、バス運転者として就労する機会を確保することで、業界外への人材流出によるバス運転者の減少を防止することを目的に実施するもの。

§ 手続きの流れ（詳細別添フロー図参照）

当人(制度利用者) ⇒ 申し出 ⇒ 所属会社(送出し事業者) ~ 制度利用検討 ~ ⇒ 申請 ⇒
事務局(当協会労務・安全部) ⇒ 通知 ⇒ 転居先近隣事業者(受入れ事業者) ~ 可否検討 ~

§ 対象職種

バス運転者

§ 対象者

制度利用者

家族の看護や配偶者の転勤等に伴う転居により現在の所属会社(送出し事業者)への通勤が困難となるバス運転者で、転居先の他社においてバス運転者として就労する希望があり、当該希望を所属会社が認めた者

送出し事業者
(制度利用者の所属会社)

全ての会員事業者

受入れ事業者
(制度利用者の転居先近隣事業者)
・ 制度利用者の希望に基づく
・ 地域、事業規模等の制限なし

全ての会員事業者

§ 本制度への登録申請手続き

不要（全会員事業者が参画事業者として、送出し事業者及び受入れ事業者の対象となります）

§ 本制度利用申し込み方法

制度利用申込書(別添参照)に記入の上、事務局宛[careerbus@bus.or.jp]メールにて送信

§ 制度開始日

2025年2月1日